

## 苫小牧市市政モニター設置要綱

### (設置)

第1条 市政の課題等について、市民の意見等を把握し、今後の施策に反映させるため、苫小牧市市政モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 モニターの活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が実施するアンケート（以下「アンケート」という。）に、北海道電子自治体共同システムを利用して回答すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

### (資格)

第3条 モニターは、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること又は市内で働き、若しくは学ぶこと。
- (2) 15歳以上（義務教育終了者に限る。）であること。
- (3) インターネットが利用できる環境にあること。
- (4) 市職員及び市議会議員でないこと。

### (任期)

第4条 モニターの任期は、市長が登録した日から登録を抹消した日までとする。

### (応募及び登録)

第5条 モニターに応募しようとする者は、北海道電子自治体共同システムの登録フォームから、次に掲げる事項を記載した上で、申請をしなければならない。

- (1) 氏名（フリガナ）
- (2) 住所
- (3) 誕生年月
- (4) 性別
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス

2 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、速やかにメールで結果を通知するものとする。

### (登録情報の変更)

第6条 モニターは、登録情報に変更が生じたときは、速やかに変更内容を届け出なければならない。

2 市長は、前項の変更を受け付けたときは、速やかに登録情報を変更する。また、変更により第3条各号に定める資格の要件に該当しなくなったときは、速やかに登録情報を抹消しなければならない。

### (辞退)

第7条 モニターは、登録期間中にモニター登録を辞退するときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受け付けたときは、速やかに登録情報を抹消する。

### (アンケート等の取扱い)

第8条 市長は、アンケートの回答や意見等について、施策に反映させる資料として活用し、必要に応じてホームページ等で公開することができる。

2 市長は、前項の公開に当たっては、モニターに事前に承諾を得ることを要しない。

(費用負担)

第9条 第2条各号に規定する活動に要する全ての費用は、モニターの負担とする。

(謝礼)

第10条 市長は、モニターに対し予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

2 謝礼の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(禁止事項)

第11条 モニターは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 他のモニター又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 他のモニター又は第三者に不利益を与える行為
- (5) アンケートに対し、虚偽の内容を回答する行為
- (6) 重複登録、他人になりすましての登録等、不正なモニター登録行為
- (7) 前2号のほか、この要綱に基づくモニター制度の運営を妨害する行為
- (8) その他市長が不適切と認める行為

2 市長は、前項各号の行為に起因して第三者に損害が生じた場合において、損害に対する一切の責任を負わない。

(モニター登録の抹消)

第12条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、モニター登録を抹消することができる。

- (1) 第3条各号に定める資格の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第1項各号に定める禁止行為を行ったとき。
- (3) アンケートに1年以上回答しないとき。
- (4) 登録されたメールアドレスにメールが到達しなくなったとき。
- (5) 前各号のほか、市長が登録抹消の必要があると認めたとき。

(個人情報の取扱い)

第13条 市長は、モニターから登録の際に収集した個人情報及びアンケートの実施により得た情報を、苫小牧市個人情報保護条例（平成7年条例第2号）に基づき適正に取り扱い、管理するものとし、かつ、市政運営の参考のための集計及び分析以外の目的でこれを利用してはならない。

2 市長は、モニターの登録を抹消した場合は、速やかに登録されていた個人情報を削除しなければならない。

(内容の変更又は停止若しくは廃止)

第14条 市長は、予告なしに本制度の内容の一部若しくは全部を変更し、又は本制度の一部若しくは全部を停止若しくは廃止することができる。

(庶務)

第15条 モニターに関する庶務は、協働・男女平等参画室において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。